インフルエンザにおける出席停止期間

出席停止期間⇒発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで。

※発症した次の日を1日目として5日間は出席停止となる。 発症後4日目以降に解熱した場合には、解熱後2日間(幼児にあっては3日間)を経過するまで出席停止となるため、5日間を越えての出席停止となる。

発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
1	発症した後5日登校不可							, , , , , ,
\	-							
発熱 ——	解熱	×	×	×	×	0	0	0
発熱 ——		解熱	×	×	×	0	0	0
発熱 ——			解熱	×	×	0	0	0
					×	×	0	0
発熱				解熱	解熱後2日間			
								8
						×	×	0
発熱		I			解熱	解熱後	2日間	

- ★ 1日のうちで発熱したり下がったりした場合は発熱期間とします。
- ★ 治癒証明書の提出は必要ありません。